

JIS

工業用水酸化ナトリウム—
第7部：アルミニウム含有量の求め方

JIS K 1200-7 : 2000

平成12年7月20日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、JIS K 1200:1968は廃止され、JIS K 1200-1～JIS K 1200-10に置き換えられる。

JIS K 1200-7:2000には、次に示す附属書がある。

附属書(参考) 注意事項

JIS K 1200は、一般名称を“工業用水酸化ナトリウム”として、次の各部によって構成する。

第1部 比重又は密度の求め方

第2部 全アルカリ、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウム含有量の求め方

第3部 塩化物含有量の求め方—

第1節 チオシアン酸水銀(II)吸光光度分析方法

第2節 ホルハルト改良法、イオンクロマトグラフ分析方法

第4部 硫酸ナトリウム含有量の求め方

第5部 けい素含有量の求め方—高周波誘導結合プラズマ発光分光分析方法

第6部 鉄含有量の求め方—原子吸光分析方法、高周波誘導結合プラズマ発光分光分析方法

第7部 アルミニウム含有量の求め方

第8部 カルシウム含有量の求め方—

第1節 原子吸光分析方法

第2節 高周波誘導結合プラズマ発光分光分析方法

第9部 マグネシウム含有量の求め方—

第1節 原子吸光分析方法

第2節 高周波誘導結合プラズマ発光分光分析方法

第10部 マンガン含有量の求め方

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成12.7.20

官 報 公 示：平成12.7.21

原案作成協力者：社団法人日本化学工業協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 化学部会 (部会長 三田 達)

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室 [〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

工業用水酸化ナトリウム— K 1200-7:2000

第7部：アルミニウム含有量の求め方

Sodium hydroxide for industrial use—
Part 7: Determination of aluminum content

1. 適用範囲 この規格は、工業用水酸化ナトリウムのアルミニウムの含有量の求め方について規定する。

備考 水酸化ナトリウム及び水酸化ナトリウム液の取扱い上の注意については、附属書(参考)を参照する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む)を適用する。

JIS K 0115 吸光光度分析通則

JIS K 0116 発光分光分析通則

JIS K 0121 原子吸光分析通則

JIS K 8001 試薬試験方法通則

JIS K 8085 アンモニア水(試薬)

JIS K 8180 塩酸(試薬)

JIS K 8322 クロロホルム(試薬)

JIS K 8359 酢酸アンモニウム(試薬)

JIS K 8541 硝酸(試薬)

JIS K 8775 8-キノリノール(試薬)

JIS K 8987 硫酸ナトリウム(試薬)

3. 定量方法の種類 アルミニウムの定量方法は、次の3種類とし、そのいずれかによる。

a) 原子吸光分析方法

b) 高周波誘導結合プラズマ発光分光分析方法(以下、ICP発光分光分析方法という。)

c) キノリノール吸光光度分析方法

4. 原子吸光分析方法

4.1 要旨 試料を硝酸で中和し、原子吸光光度計によってアルミニウムを定量する。

4.2 試薬 試薬は、次による。

a) 硝酸 JIS K 8541に規定するもの。

b) アルミニウム標準液(0.01 mgAl/ml) JIS K 8001の4.3(2)(標準液)に規定するもの。

4.3 装置 装置は、次による。

a) 原子吸光分析装置 JIS K 0121に規定するもの。

b) アルミニウム中空陰極ランプ

4.4 操作 操作は、次のとおり行う。

a) 試料の適量(水酸化ナトリウムの場合は約20 g, 水酸化ナトリウム液の場合は約40 g)⁽¹⁾をビーカー300 mlに、